



国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、当該鉄道事業者及び道路管理者（第十六条第一項）の地方踏切道改良協議会が組織されるいるときは、当該鉄道事業者及び道路管理者並びに当該地方踏切道改良協議会の意見を聴かなければならぬ。この場合において、当該道路管理者は、意見を提出しようとするときは、道路法第十三条第一項の指定区間外の国道にあつては道路管理者である地方公共団体の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第十四条の規定により国土交通大臣が裁定をした場合には、第一項又は第十二項の規定の適用については、当該鉄道事業者と道路管理者との協議が成立したものとみなす。第一項又は第十二項の規定による国土交通大臣への地方踏切道改良計画の提出（鉄道事業者及び都道府県又は道路法第七条第三項に規定する指定期定である道路管理者が行うものを除く。）は、政令で定めるところにより、都道府県知事を経由して行わなければならない。

国土交通大臣は、第一項又は第十二項の規定により提出された地方踏切道改良計画が著しく不適当であると認めるときは、その変更を指示することができる。

**(地方踏切道改良計画の変更)**

第五条 前条第一項又は第十二項の規定により地方政府の踏切道改良計画を提出した鉄道事業者及び道路管理者は、当該地方踏切道改良計画について、協議により同条第二項各号に掲げる事項の変更をしたときは、その変更後の地方踏切道改良計画を、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に提出しなければならない。

前条第三項から第九項までの規定は、前条第一項までの規定中「第一項又は第十二項までの規定は、前項の規定による地方踏切道改良計画の変更について準用する。この場合において、同条第十三項中「第一項又は前項」とあり、並びに同条第十四項及び第十六項から第十八項までの規定中「第一項又は第十二項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

#### 第六条 国土交通大臣は、第三条第一項の規定による指定（鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものに限る。）をしたときは、当該指定

**(国踏切道改良計画)**

第六条 国土交通大臣は、第三条第一項の規定による指定（鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものに限る。）をしたときは、当該指定

に係る踏切道の改良に関する計画（以下「国踏切道改良計画」という。）を作成するものとする。

**一 踏切道の名称**

**二 踏切道の改良の方法**

**三 踏切道の改良に要する期間**

**四 踏切道の改良と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業があるときは、その内容**

**五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項**

第三条 第四条第三項から第九項までの規定は、国踏切道改良計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項第二号」とあり、及び同条第四項中「第二項第二号」とあるのは、第六条第二項第二号」と読み替えるものとする。

国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画を作成する場合においては、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事業者の意見を聽かなければならぬ。ただし、国土交通大臣が同項の規定により国踏切道改良計画を作成する前に、当該鉄道事業者と国土交通大臣との間に国踏切道改良計画を作成するときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画の変更について協議が成立したときは、この限りでない。

第五条 第三條第一項の規定による指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、第四条第六項（第五条第二項又は第六条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により地方踏切道改良計画を作成する場合は、当該踏切道改良計画に記載された道路外滞留施設の整備又は管理を行うため、道路外滞留施設所有者等との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条から第十条までにおいて「滞留施設協定」という。）を締結して、当該道路外滞留施設の整備又は管理を行うことができる。

一 滞留施設協定の目的となる道路外滞留施設（以下この項、次条第三項及び第十条において「協定滞留施設」という。）

二 協定滞留施設の整備又は管理の方法

三 滞留施設協定の有効期間

四 滞留施設協定に違反した場合の措置

五 次条第三項の規定による滞留施設協定の掲示の方針

六 その他協定滞留施設の整備又は管理に関し必要な事項

第六条 第三條第一項の規定による指定に係る道路管理者は、道路法第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条、第十六条及び第十七条第六項から第三項までの規定にかかる第十九項までの規定中「第一項又は第十二項」とあるのは、「次条第一項」と読み替える（国踏切道改良計画）。

第七条 第三條第一項の規定による指定に係る道路管理者は、道路法第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条、第十六条及び第十七条第六項から第三項までの規定にかかる第十九項までの規定中「第一項又は前項」とあるのは、「次条第一項」と読み替える（国踏切道改良計画）。

第八条 第三條第一項の規定による指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、第四条第六項（第五条第二項又は第六条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定道路改良計画を作成する場合は、当該踏切道改良計画に記載された道路外滞留施設の整備又は管理を行うため、道路外滞留施設所有者等との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条から第十条までにおいて「滞留施設協定」という。）を締結して、当該道路外滞留施設の整備又は管理を行うことができる。

一 滞留施設協定の目的となる道路外滞留施設（以下この項、次条第三項及び第十条において「協定滞留施設」という。）

二 協定滞留施設の整備又は管理の方法

三 滞留施設協定の有効期間

四 滞留施設協定に違反した場合の措置

五 次条第三項の規定による滞留施設協定の掲示の方針

六 その他協定滞留施設の整備又は管理に関し必要な事項

第九条 第三條第一項の規定による指定に係る道路管理者は、滞留施設協定について、道路外滞留施設所有者等の全員の合意がなければならぬ。

第十条 第三條第一項の規定による指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、滞留施設協定にかかる第十九項までの規定にかかる第十九項（これらの規定を第十五条第二項又は第六条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により特定道路改良計画又は国踏切道改良計画に係る第一項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「道路管理者並びに特定道路改良に係る他の道路管理者」とする。

第十一条 第三條第一項の規定による指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、滞留施設協定にかかる第十九項（これらの規定を第十五条第二項又は第六条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により特定道路改良計画又は国踏切道改良計画に係る第一項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「道路管理者並びに特定道路改良に係る他の道路管理者」とする。

第二項の規定による踏切道の改良を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該踏切道の改良の完了後の踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況について、自ら評価をしなければならない。

前項の鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）は、同項の評価を実施したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該評価の結果を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十三条

第十三条 国土交通大臣は、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図る必要性、踏切道を通過する列車の運行の状況、踏切道の周辺における鉄道と道路との交差の状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、踏切道災害時管理基準（災害時において鉄道事業者及び道路管理者がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領の作成、当該措置に関する訓練の実施その他の災害が発生した場合における踏切道の適確な管理のために必要な事項に関する国土交通省令で定める基準をいう。次項、次条第二項及び第十五条第二項において同じ。）に適合する管理の方法を定めることが必要と認められるものを指定するものとする。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する踏切道であつて前項の国土交通省令で定める基準に該当するもののうち、踏切道災害時管理基準に適合する管理の方法を定めることが必要と認められる踏切道について、同項の規定による指定をすべき旨を国土交通大臣に申し出ることができる。

3 第三条第四項、第七項及び第八項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあり、及び同条第七項中「第三項又は第五項」とあるのは「第十三条第二項」と、同条第八項中「関係市町村長（第五項の規定による申出があつた場合においては、当該関係市町村長及び当該申出をした市町村長」とあるのは「関係市町村長」と読み替えるものとする。

（地方踏切道災害時管理方法）

**第十四条** 鉄道事業者及び道路管理者は、前条第一項の規定による指定（鉄道と国土交通大臣が

道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るもの(除く。)があつたときは、国土交通大臣が指定する期限までに、国土交通省令で定めるところにより、協議により同項の規定による指定に係る踏切道の管理の方針(以下この条及び第十七条第四項において「地方踏切道災害時管理方法」という。)を定め、国土交通大臣に提出しなければならない。地方踏切道災害時管理方法は、踏切道災害時管理基準に適合するものでなければならぬ。第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、当該鉄道事業者又は道路管理者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものに限る。)をしたときは、当該指定に係る踏切道の管理の方法(以下この条において「国踏切道災害時管理方法」という。)を決定するものとする。

国踏切道災害時管理方法は、踏切道災害時管理基準に適合するものでなければならぬ。

国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道災害時管理方法を決定する場合においては、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事業者の意見を聴かなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の規定により国踏切道災害時管理方法を決定する前に、当該鉄道事業者と国土交通大臣との間に国踏切道災害時管理方法について

4 第三十三条第三項若しくは第五項又は第十三条第二項の規定による申出をしようとする都道府県知事又は市町村長は、当該申出に係る踏切道について第一項の規定による協議会が組織されていない場合にあつては、当該踏切道に係る鉄道事業者及び道路管理者に対して、同項の規定による協議会を組織するよう要請することができる。

5 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(勧告等)

における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図る必要性、踏切道を通過する列車の運行の状況、踏切道の周辺における鉄道と道路との交差の状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定められた対処要領の作成、当該措置に関する訓練の実施について等が主として規定されています。

の実施その他の災害が発生した場合における路切道の適確な管理のために必要な事項に関する国土交通省令で定める基準をいう。次項、次条第二項及び第十五条第一項において同じ。)に適合する管理の方法を定めることが必要と認められるものを指定するものとする。

都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存

する踏切道であつて前項の国土交通省令で定める基準に該当するもののうち、踏切道災害時管理基準に適合する管理の方法を定めることが必要と認められる踏切道について、同項の規定による指定をすべき旨を国土交通大臣に申し出ることができる。

第四条第十五項の規定は、前項の場合に、て準用する。

第三項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用について、は、当該鉄道事業者と道路管理者との協議が成立したとのみならず。

鉄道事業者及び道路管理者は、第一項の規定により地方踏切道災害時管理方法を定めようとする場合において、第十六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該地方踏切道改良協議会の意見を聽かなければならぬ。

第一項の規定による国土交通大臣への地方踏切道災害時管理方法の提出（鉄道事業者及び都道府県又は道路法第七条第三項に規定する指定市である道路管理者が行うものを除く。）は、政令で定めるところにより、都道府県知事を経由して行わなければならない。

国土交通大臣は、第一項の規定により提出された地方踏切道災害時管理方法が著しく不適当であると認めるときは、その変更を指示することができる。

第一項の規定により地方踏切道災害時管理方法を国土交通大臣に提出した鉄道事業者及び道路管理者は、当該地方踏切道災害時管理方法について、協議によりその内容の変更をしたときは、その変更後の地方踏切道災害時管理方法を、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に提出しなければならない。

第二項から第八項までの規定は、前項の規定による地方踏切道災害時管理方法の変更について準用する。

**第十五条** 国土交通大臣は、第十三条第一項の規定による指定（鉄道と国土交通大臣が道路管理

者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものに限る。)をしたときは、当該指定に係る踏切道の管理の方法(以下この条において「国踏切道災害時管理方法」という。)を決定するものとする。

国踏切道災害時管理方法は、踏切道災害時管理基準に適合するものでなければならぬ。

国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道災害時管理方法を決定する場合においては、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事業者の意見を聴かなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の規定により国踏切道災害時管理方法を決定する前に、当該鉄道事業者と国土交通大臣との間に国踏切道災害時管理方法について

4 第三十三条第三項若しくは第五項又は第十三条第二項の規定による申出をしようとする都道府県知事又は市町村長は、当該申出に係る踏切道について第一項の規定による協議会が組織されていない場合にあつては、当該踏切道に係る鉄道事業者及び道路管理者に対して、同項の規定による協議会を組織するよう要請することができる。

5 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(勧告等)

4 協議が成立したときは、この限りでない。

5 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道災害時管理方法を決定するときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。  
前二項の規定は、国踏切道災害時管理方法の変更について準用する。

(地方踏切道改良協議会)

**第十六条** 鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この条において同じ。）は、地方踏切道改良計画の作成及び実施、災害が発生した場合における踏切道の適確な管理その他の踏切道の改良の促進に関する事項について協議を行うため、**地方踏切道改良協議会**（以下この条において「協議会」といふ）

2 て、当該踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に従つて当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができる。

2 という)を組織することができる。  
一 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。  
二 当該鉄道事業者及び道路管理者  
三 踏切道の所在地をその区域に含む都道府県  
の知事  
三 踏切道の所在地を管轄する地方整備局長又  
は北海道開発局長

3 実施していないと認めるときは、当該鉄道事業者及び道路管理者に對して期限を定めて、踏切道改良基準に適合する改良の方法により当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができる。

国土交通大臣は、第十二条第二項の規定により届出を受けた場合において、第十一条第一項

四 踏切道の所在地を管轄する地方運輸局長  
業者及び道路管理者は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のはか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。  
一 関係市町村長  
二 踏切道密接関連道路の道路管理者  
三 道路協力団体

又は第二項の規定による踏切道の改良の完了後においてもなお第三条第一項の国土交通省令で定める基準に該当することとなる踏切道について、安全かつ円滑な交通の確保を図ることが特に必要であると認めるときは、第十二条第二項の鉄道事業者及び道路管理者に対して、期限を定めて、当該鉄道事業者及び道路管理者が第十一条第一項の規定により踏切道の改良を実施した場合にあつては地方踏切道改良計画を変更す

四 その他当該鉄道事業者及び道路管理者が必要と認める者

べきことを、当該鉄道事業者及び道路管理者が同条第二項の規定により踏切道の改良を実施し



(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。) 第二百四十四条の規定に係る部分を除く。) 並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。) 並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第四百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)  
(处分、申請等に関する経過措置)

**第一百六十条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定により規定された処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当

規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

**第一百六十二条** 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

**第一百六十三条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第一百六十四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第二百五十五条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法に基づく政令に示すもの及び新地方自治法別表第一に掲げるものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(検討)

**第二百五十五条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制等に従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則 (平成一年一二月二二日法律第一六〇号)抄**

(施行期日)

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十二条、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定(公布の日)

**附 則 (平成三年三月三〇日法律第五号)抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の踏切道改良促進法第三条第一項又は第二項の規定による踏切道の指定は、この法律による改正後の踏切道改良促進法第三条第一項の規定に基づいてしたものとみなす。

**附 則 (平成一四年一二月一八日法律第一八〇号)抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

**附 則 (平成一八年三月三一日法律第一九号)抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条、第十条（国土交通省設置法第十五  
条の改正規定を除く。）、第十二条及び第十二  
条並びに次条、附則第三条、第五条から第八  
条まで、第十条、第十二条及び第十三条の規  
定 平成十八年四月一日

（踏切道改良促進法）一部改正に伴う経過措置

第三条 第四条の規定の施行前にした同条の規定  
による改正前の踏切道改良促進法第三条第一項  
の規定による踏切道の指定は、第四条の規定に  
よる改正後の同項の規定に基づいてしたものと  
みなす。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定  
については、当該各規定）の施行前にした行為  
及び附則第四条の規定によりなお従前の例によ  
ることとされる場合における同条の規定の施行  
後にした行為に対する罰則の適用については、  
なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに規定するもの  
のほか、この法律による改正後の規定の実施状況  
を勘査し、必要があると認めるときは、当該規  
定について検討を加え、その結果に基づいて必  
要な措置を講ずるものとする。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途と  
して、この法律による改正後の規定の実施状況  
を勘査し、必要があると認めるときは、当該規  
定について検討を加え、その結果に基づいて必  
要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二十三年三月三一日法律第六  
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から  
施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による  
改正前の踏切道改良促進法（以下「旧法」とい  
う。）第三条第一項の規定による踏切道の指定  
は、この法律による改正後の踏切道改良促進法  
(以下「新法」という。)第三条第一項の規定に  
基づいてしたものとみなす。

二 この法律の施行前に旧法第四条第一項の規定  
により提出された立体交差化計画等（立体交差  
化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施  
設整備計画をいう。以下この条において同じ。）

<p><b>第一条</b> この法律は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第二条</b> この法律の施行前に、第一条の規定による改正前の踏切道改良促進法第四条第一項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により提出された立体交差化計画等、同条第六項の規定により作成された立体交差化計画等（当該立体交差化計画等の変更があつたときは、その変更後のもの）及び同条第十二項の規定により提出された保安設備整備計画については、なお従前の例による。</p> <p><b>(政令への委任)</b></p> <p><b>第三条</b> 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p><b>附 則</b> (平成三十一年三月三一日法律第六号) 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><b>一 略</b></p> <p><b>二 第二条及び第四条並びに附則第八条の規定</b></p> <p><b>三 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日</b></p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><b>第六条</b> 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘査して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p><b>(検討)</b></p> <p><b>第五条</b> 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p> <p><b>(政令への委任)</b></p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------